

氏名	胡 艶紅				
学位の種類	博士 (文学)				
学位記番号	博 甲 第 7512 号				
学位授与年月日	平成 27年 7月 24日				
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当				
審査研究科	人文社会科学研究科				
学位論文題目	民国期以降の中国漁民社会における信仰生活の歴史的変容と持続 —太湖における大型漁船漁民の事例を中心に—				
主査	筑波大学 教授	博士 (文学)	古家 信平		
副査	筑波大学 教授	博士 (文学)	徳丸 亜木		
副査	筑波大学 教授	博士 (文学)	丸山 宏		
副査	筑波大学 准教授	博士 (社会学)	山本 真		
副査	筑波大学 准教授	博士 (文学)	武井 基晃		

## 論文の要旨

1949年の中華人民共和国成立以降、特に「無神論」をテーゼとする共産党政権による宗教や信仰に対する敵視政策により、あらゆる信仰活動が停止した。改革開放以降、中国各地で信仰活動が「復興」してきたが、そのあり方については実証的な研究がなされていない。社会主義革命以前と以後の社会の断裂という視点では連続性を等閑視してしまう危険性がある。一方、少数民族や特殊な生業に携わるマイノリティに関する研究は少ない。本論文は江南にある太湖の大型漁船漁民を対象とし、集団化や陸上定居のような社会主義改造により大きな影響を受けた彼らの信仰生活に着目し、変化と持続の両面に注目することによって、中国現代社会の一面を明らかにする。検討する資料は、2010年から2014年にかけて江蘇省、蘇州市などの档案局で収集した公文書、太湖の漁民村落での聞き取りと儀礼の参与観察によるものである。序章と7章に終章を加えた構成で、これに参考文献と写真を付す。

序章では、社会史、人類学、民俗学における先行研究を検討し、漢人漁民社会の研究が非常に少なく、船上生活者の特異さに注目するあまり全体像を明らかにできず、民国期以前に限定されるものが多かったことを批判する。それらを踏まえ、国家と漁民社会の相互関係に注目し、共産党政権成立以降現代までを視野に入れ、分析に当たっては民俗学における伝承主体論を応用することを試みるとした。

第1章「民国期における漁民社会—外部との関わりから（共産党政権以前）」では、太湖が匪賊の巢窟で管理することが困難な地域であり、国民政府は水上保甲制度を適用し、漁民と契約を結んでいた漁行（魚商人）を仲介して大型漁船漁民を管理しようとしたとし、後の档案記録から具体例を明らかにする。漁民は匪賊の危険を避けるために陸上の権力者や声望のある人と関係を持ったり、農民との間に擬制的親子関係を持ち経済的援助を得るなどして激動の時代を生き抜いたことが明らかにされる。

第2章「民国期における漁民社会—船上の居住生活—」では、民国期には100隻あまりの大型漁船があり、

漁民の出身地、帆の数と大きさや漁法によって3つのグループに分けられ、内部で通婚関係が見られたとし、2隻の共同操業である「対船」、4隻による「一帯」の操業形態を述べ、危険が及んだ時や突発的問題にも共同で対処したと指摘する。船は20人にもなる大家族が暮らし、長男が船主となり収入のすべてを管理し、「1隻の漁船に1つの籠」と言われるような生活の基本単位であった。聞き取り調査により1948年前後のある船で暮らす人々の親族関係と共同操業、冠婚葬祭、年中行事での付き合いが復元され描かれる。

第3章「漁業社会主義改造」以前の信仰生活」では、民国期の漁民が信仰した主要な廟が18あり、20の香社（信仰集団）が同じ出身地や漁船の規模の違いにより一族を基本単位として形成され、香頭といわれる香社のリーダーが香社ごとに2, 3人いて、焼香（廟への巡拝）が行われたことを明らかにした。船上では漁労活動と関連付けられる祭礼や祖先祭祀が行われ、神歌を歌うことのできる「太保先生」が祭礼の司会を担当し、病気の治療や厄払いのできる「童子」といわれる職能者が関与したこと、これらの民間信仰は太湖周辺の農民からの影響を受けながら船上の生活と生業形態に適応して作られてきたことを指摘する。

第4章「漁業社会主義改造（1950～1970年代）」では、従来の1953年から1956年までとする社会主義改造の時期を、太湖の漁民においては拡張し、生産様式の改造、思想の改造、「陸上定居」による居住の改造まで含めてとらえる。1953年から農民と同じく漁民も互助組に組織され従来とは異なる共同操業グループが作られ、漁船と漁具の所有は1955年に合作社、1958年の大躍進政策に基づく人民公社へと移り、1966年に文化大革命が始まると地方幹部によって労働力が各船に派遣されるようになり、党と国家のイデオロギーを漁民に教え込むため際限のない会議が開催された。プロレタリア階級の異分子を摘発するため大型漁船漁民に対しても階級区分を行うことになったが、船主も工人と一緒に働き共同生活をしており、そのため農民に対する基準を適用できず、階級闘争が行われなかったことなど、漁民が試行錯誤を繰り返す政策に翻弄されたことを档案史料と聞き取りによって明らかにした。

第5章「「迷信」に対する弾圧と秘密裏の信仰生活（1950～1970年代）」では、互助組が組織されてから集団での焼香活動が減り、1960年代から漁民によって組織された「紅三教」が各種の巫術を含む迷信活動であるとして取り締まりが行われ、冠婚葬祭にかかわる祭礼もそれと同じ活動であるとされ、祖先祭祀さえも禁じられたと述べる。その一方で、密かに実践した事例も多く、断絶することはなかったことが明らかにされる。

第6章「陸上定居」と陸上生活における祭礼（1980年代～現在）」では、漁業社会主義改造の一つとして、1960年代後半の档案に「陸上定居」が提起され、1971年からの3年間に太湖の一部で埋め立て工事がなされ、1978年ころから徐々に定住するようになったことに起因する生活の変化が論じられる。かつての船上生活にみられた大家族から核家族に変化し、改革開放以降は漁船と漁具が漁民に返却され、漁船には動力機械が取り付けられ2, 3人の労働で済むようになったため、共同操業していた兄弟たちは独立できるようになった。船上で行われていた旧暦7月15日の祭礼を検討し、漁民たちが神、死者と祖先に対する信仰を継続し、生活環境の変化に適合した選択をしていることを明らかにした。

第7章「信仰生活の変容と持続（1980年代～現在）」では、改革開放以降に廟が再建され、焼香活動が復興し民国期に重視していた廟へのこだわりが見られ、信仰団体はおよそ13にまでなっていること、病気治療、結婚、出産、紛争解決などに関わる宗教職能者への需要と信頼はなくなっていないことを挙げる。一方、それらが必ずしも漁業には関連を持たず、1隻の漁船での大家族を基本とする生活から1戸の核家族へと伝承主体が変化し、農民出身の香頭が率いるものもあることから、民国期のように生業や生活の共同関係を強める機能は持たなくなっていると指摘する。

終章では、民国期、社会主義改造の集団化、改革開放以降の市場経済の時期を経て、段階的に国家に統合されていき、漁民たちは常に受動的であったようにみられるが、宗教職能者や漁民個人、船を単位とする直系家族、定住後の核家族をそれぞれ伝承主体として考察することにより、そうした変化に対し自らの思考や判断で

対処していたことを明らかにしたと述べる。民俗学の伝承主体論で指摘された伝承主体の生き方の多様性は、本研究により、人々が政治権力の影響に直面せざるを得ないときにおける個人の主体的選択を含む概念に拡張された。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は民国期以降の太湖における大型漁船漁民の生活の変遷を、丹念な档案史料の発掘と解読、そして現地の人々へのインタビューによる史料批判、祭礼の参与観察によって明らかにした労作である。民俗事象の記述は厚く、これまで資料の蓄積がほとんどなされてこなかった漁民の実態を明らかにしたこと、伝承主体論にはなかった政治権力との関係を組み入れて考察したことも評価される。ただ、祭礼や家族親族の結合についての記述に比べ、内水面をいかに認識し漁労に関するいかなる民俗技術を有し伝承しているのかについて、あまり配慮していない点や、具体的な語りを生かした分析がなされなかった点など、物足りなさも残されている。伝承主体論とともに伝承母体論を分析に取り入れるならば、さらに踏み込んだ考察ができたかもしれない。ただ、こうした点を望むのは、本論文がそうした議論に十分耐えられるだけの価値を持っているからであり、学界に大いに寄与することを疑うものではない。

### 2 最終試験

平成 27 年 5 月 18 日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。